

令和 7 年度第 3 回

徳島県営住宅(新浜町団地)

入居者募集について

受付期間・場所

日時 : 令和 7 年 10 月 30 日(木)・10 月 31 日(金)

午前 10 時から午後 4 時まで

場所 : 徳島県職員会館 3 階 体育館(別図参照)



【この冊子に入っているもの】

①県営住宅入居者募集要領 ②申込書 ③給与支給明細書

亀井組グループ

【徳島県住宅供給公社】

徳島市川内町平石住吉 209-5(徳島健康科学総合センター3 階)

電話:088-666-3125

FAX :088-666-3126

ー徳島県県土整備部住宅課ー

令和7年度 第3回 (新浜町団地)県営住宅入居者募集要領

県営住宅とは

公営住宅法等の規定に基づいて、所得の少ない、住宅に困窮しておられる方々に、低廉な家賃で住宅を提供しようとするものです。

入居申込みから決定までの流れ

- 1 申込受付日に入居申込みに必要な書類を提出していただき、入居申込み資格等を審査した上で申込みを受け付けます。必要な書類が不備な場合は受付できません。また、家族を不自然に分離した申請は受付できません。
- 2 同一の募集に複数の申込みがあった場合は、一般住宅は抽選により当選者を決定し、優先住宅は選考により当選者を決定します。
- 3 当選決定後、必要な書類を提出していただき、内容を審査した上で入居を許可します。
※ 提出期限までに必要な書類が提出されない場合は、入居を許可できない場合がありますので、期限は厳守してください。
- 4 不正な申請が判明した場合は、当選資格又は入居許可を取り消します。
- 5 申込み後、入居までに同居親族が変更(出産、死亡を除く)となった場合は、その申込みが無効となる場合があります。
- 6 徳島県住宅供給公社(既存住宅)および徳島県営住宅 PFI 管理センター(新住宅)が案内している募集物件との重複での申込みはできません。

入居申込みができる資格

- 1 同居する親族(内縁関係にある方及び婚約者を含む)がいること。
※60歳以上の方、身体障がい者(身体障害者手帳1～4級までの方)、精神障がい者、知的障がい者、DV 被害者(配偶者からの暴力被害者)、生活保護を受けている方等は、居室数が2室以下又は床面積の合計が55㎡未満の住宅に限って単身でも申込みできます。
なお、常時介護を必要とする方は、居宅において常時介護を受けることのできる支援体制がある場合、申込みできます。
※ 婚約者は、入居を指定した日から3ヶ月以内に結婚し、同居できる方に限ります。
- 2 現に住宅に困窮していること。(原則、持家や公営住宅に居住している方は、困窮していることになりません)
- 3 収入が法令で定められた基準内であること。 —————▶ P3 の収入基準をご覧ください。
- 4 申込者および同居する親族が、暴力団員でないこと。
- 5 申込者および同居する親族が、県税を滞納していないこと。
※「子ども・被災者支援法」に基づき定められた支援対象地域にお住まいの方も、国の定める範囲で申込み可能です。詳しくはお問い合わせください。
- 6 過去に県営住宅に入居していた者にあつては、現に家賃の未納がないこと。
※受付の際に事情をお伺いすることがありますので、申込者ご本人か事情のよくわかる代理人による申込みをお願いします。

入居申込みに必要な書類等

- 1 県営住宅入居申込書（県が指定する書式による）
- 2 収入を証する書類 ※ 家族で収入のある方全員の書類が必要です。
 - ① 給与所得者 源泉徴収票（中途転職者の方については県が指定する書式の給与支給明細書）
 - ② 事業所得者 市町村長発行の前年中の所得課税証明書
 - ③ 年金受給者 受給している年金振込通知書又は前年中の公的年金等の源泉徴収票
 - ④ 生活保護受給者 福祉事務所等発行の生活保護受給証明書
- 3 婚約中の方は、婚約証明書（県が指定する書式による）
内縁関係の方は、続柄に未届の夫（または妻）と記載されている住民票
- 4 印鑑（認印）
- 5 その他、知事が必要と認める書類

受付・抽選について

※郵送による受付は致しておりません。

●受付期間・場所 ※受付のための駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

日 時 令和7年10月30日（木）・10月31日（金）の2日間

午前10時から午後4時まで

場 所 徳島市万代町3丁目 5-3

徳島県職員会館 体育館（別図参照）

●抽選日時・場所 ※来客用駐車場はありますが、台数に限りがありますので、駐車できない場合もあります。

日 時 令和7年11月12日（水） 午前10時から午前11時30分まで

場 所 徳島市川内町平石住吉209-5

徳島健康科学総合センター 中会議室（別図参照）

※抽選には必ずしも出席する必要はありませんが、公開抽選となっておりますので、できるだけ多くの方の御参加をお願いします。

再受付について

一般住宅及び優先住宅について申込みが無かった住宅（一般、優先）は再受付します。ただし、再受付に申込みできるのは今回の募集に申し込み、当選しなかった方のみです。

●受付及び抽選日時・場所

受付期間 令和7年11月12日（水） 午後1時から午後4時まで

抽選日時 令和7年11月12日（水） 午後4時から

場 所 徳島市川内町平石住吉209-5

徳島健康科学総合センター 3階 徳島県住宅供給公社

収入基準

所得月額が11万4千円以下であること (裁量階層は13万9千円以下)

$$\text{所得月額} = \frac{(\text{A}) \text{年間所得金額} - (\text{B}) \text{諸控除額}}{12}$$

(A) 年間所得金額

- 給与所得 ……給与所得控除後の金額(給与総収入額 - 所得控除額)
- 事業所得 ……事業所得金額(事業総収入金額 - 事業必要経費)
- 年金所得 ……雑所得金額(年金等総収入金額 - 公的年金等控除額)

※所得者が2人以上いる場合は、それぞれに求めた年間所得金額を合計した額です。

(B) 諸控除額 (年齢は、県が入居を指定する日現在の満年齢です。)

控 除 名	控 除 対 象 者	控 除 額
① 同居親族控除	同居している家族のうち入居名義人以外の人	1 人につき 38 万円
② 別居の扶養親族控除	同居家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている人(給与源泉徴収票等で確認します。)	1 人につき 38 万円
③ 老人扶養親族控除	扶養親族のうち 70 歳以上の人	1 人につき 10 万円
④ 特定扶養親族控除	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満の人(配偶者を除く。)	1 人につき 25 万円
⑤ 障がい者控除 ※特別障がい者控 除	本人、配偶者、扶養親族及び同居者で障がい者等であり、手帳等を交付されている人(手帳等で確認します。) ※重度の障がい(1～2 級程度)の人(手帳等で確認します。)	1 人につき 27 万円 ※1 人につき 40 万円
⑥ 寡 婦 控 除	「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人 ① 夫(民法上の婚姻関係にある者)と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が 500 万円以下の人 ② 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が 500 万円以下の人(この場合、扶養親族の要件はありません。)	1 人につき 27 万円(その人の所得金額を限度)
⑦ ひとり親控除	婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人 ① その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 ② 生計を一にする子がいること。(この場合の子は、その年分の総所得金額等が 48 万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。) ③ 合計所得金額が 500 万円以下であること。	1 人につき 35 万円(その人の所得金額を限度)

○給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある方 1 人につき、10 万円(所得金額を限度)が控除されます。

裁量階層

高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯

- 1 高 齢 者 世 帯 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である世帯
- 2 障がい者世帯 入居者又は同居者が、障がい者・戦傷病者・被爆者・引揚者等である世帯
- 3 子 育 て 世 帯 同居者に中学生までの子どもがいる世帯

家賃

※部屋ごとに、収入によってそれぞれ家賃が異なります。

- 1 入居を希望する部屋ごとに、収入区分別の家賃をご覧ください。収入区分は所得月額に応じて決まります。

	みなし公営住宅 (新浜町団地)	
	収入区分	所得月額
一般階層	1	10万4千円以下
	2	10万4千円を超え11万4千円以下
裁量階層	2	11万4千円を超え12万3千円以下
	3	12万3千円を超え13万9千円以下

- 2 入居後は、毎年、収入を申告していただき、法令により定められた計算方法で翌年度の家賃を算定します。なお、収入申告がない場合は民間並みの高い家賃になりますのでご注意ください。
- 3 入居後は、毎月必ず家賃をお支払いください。滞納が続く場合は、公営住宅法及び条例に基づき、退去していただきます。

収入基準上限額早見表

※ 給与所得者が1人で、扶養親族の控除が適用された場合の例です。

上段は年収、下段の()は月収、単位:円

●みなし公営住宅(新浜町団地)

区分	収入基準	扶養親族人数				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般階層	11万4千円以下	2,211,999 (184,333)	2,755,999 (229,666)	3,299,999 (274,999)	3,811,999 (317,666)	4,287,999 (357,333)
裁量階層	13万9千円以下	2,643,999 (220,333)	3,183,999 (265,333)	3,711,999 (309,333)	4,187,999 (348,999)	4,663,999 (388,666)

選考方法

① 方法

入居予定者の決定は公開抽選（優先住宅当選分を除く）で行います。

（当日抽選会に出席された方の中から代表者を選んで抽選していただきます。）

同時に補欠当選者を団地区別に若干名抽選します。

当選者に失格・辞退等が生じた場合、補欠当選者が繰上げ当選者となります。

② 発表

抽選結果は、徳島県住宅課および徳島県住宅供給公社に掲示するとともに、ホームページにも掲載します。なお、当選者には通知します。

徳島県住宅課ホームページ (<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/kendoseibibu/juutakuka/>)

徳島県住宅供給公社ホームページ (<https://www.tokushima-jk.jp>)

※電話での当選番号のお問い合わせは、抽選日【11月12日(水)】の午後1時以降にお願いします。

当選決定後、必要な書類

1 請書

① 優先入居対象者、DV被害者、生活保護を受けている方等については、連帯保証人の連署は不要です。詳しくは、受付時等に確認させていただきます。

② それ以外の方については、請書に連帯保証人2名（同一世帯でないこと）の連署が必要であり、保証人の印鑑証明書、所得課税証明書等の添付が必要です。

～連帯保証人資格について～

※ 原則として、連帯保証人のうち1人は、現に県内に居住している方であること。

※ 連帯保証人同士が同一世帯でないこと。

※ 入居者と同等以上の継続した収入があること。

2 市町村長発行の前年中の所得課税証明書

3 入居される方全員の住民票（※マイナンバーの記載がないもの）及び保険証

4 その他、県が指定する書類

入居予定日等

① 当選者の入居予定日は、令和8年1月1日です。

（入居説明会及び鍵の引渡しは令和7年12月25日頃を予定しています。）

② 当選通知後、指定の期日までに関係書類の提出がない場合は、辞退されたものとして処理します。

③ 重複して申込みされた場合は、すべて無効になります。（優先住宅との重複は除く。）

④ 入居時に敷金として家賃の3ヶ月分が必要です。

（有料駐車場については、使用料の3ヶ月分が別途必要です。）

⑦ その他、自治会費、共益費が必要です。

自治会の運営について

県営住宅は集合住宅です。入居者の皆さんが協力し、共用部分を円滑に運営するため、自治会を組織し、共益費の徴収などを行っていただいております。入居される方は自治会に必ず入会してください。

駐車場について

駐車場の使用を希望される方は、当選後に許可申請が必要です。(駐車場使用料、保証金が必要です)

※許可申請時には、車検証のコピー等の提出が必要となります。

原則1戸につき1台の利用となります。

(なお、駐車区画は指定されておりますのでご希望に沿うことはできません)

＜県営住宅駐車場の申込資格＞

1. 県営住宅の入居者又は同居者であること
2. 県営住宅の入居者又は同居者が自ら使用するために駐車場を必要としていること

＜利用できる自動車の条件＞

1. 入居者又は同居者が、使用者となっている自家用自動車(全幅 1.85m以下、全長 5.00m以下)
2. 入居者又は同居者の支援・介護に必要と認められる事業者の自動車

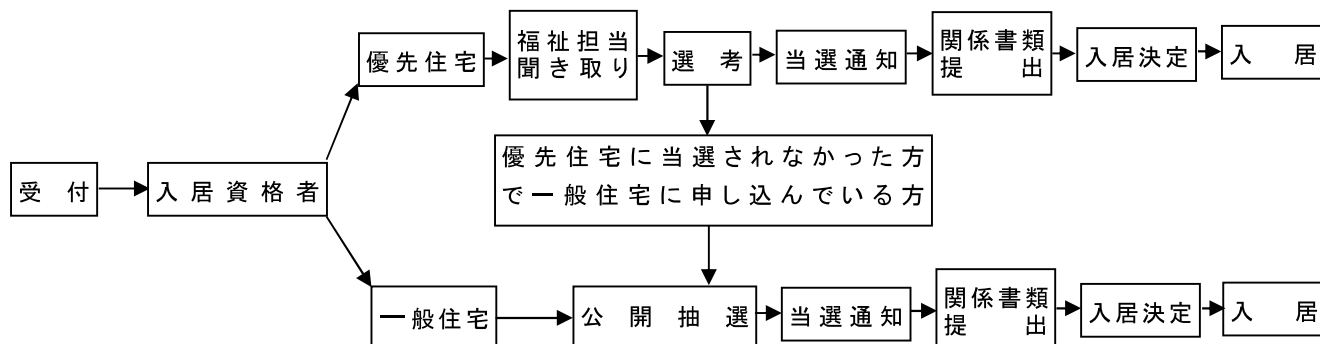
車庫法に基づき、自動車を保有されている方については、団地周辺(2Km以内)で、駐車場所を各自で確保していただく必要がありますので、ご承知おきください。

犬猫等のペットの飼育禁止について

県営住宅は共同生活の場であり、犬猫等が嫌いな方も多数居住されております。お互いの生活を尊重し、協力して生活していただくため、県営住宅での犬猫等ペットの飼育は禁止しております。

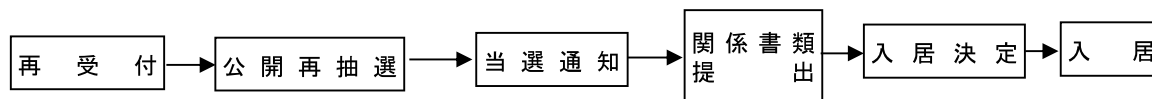
住みよい環境づくりにご協力いただき、入居後は犬猫等、動物は飼育しないでください。

申 込 み か ら 入 居 ま で



※一般住宅には高齢者向け住宅を含みます。

上記の選考において、一般住宅及び優先住宅について申込みがなかった住宅



※再受付と再抽選は一般住宅の抽選日と同じ日に行います。

入居申込書の記入例

様式第1号（第3条関係）
その1

県営住宅入居申込書				台帳番号	※	
徳島県知事殿				令和7年10月30日		
〒770-0941 現住所 徳島市万代町1丁目1番地 (フリガナ) トクシマ タロウ 申込者氏名 徳島太郎 電話番号 621-xxxx						
県営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。 なお、申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと及び県税を滞納をしていないことの確認のため関係機関に照会されることに同意します。 また、入居後において、入居者(申込者)又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。						
1 入居を申し込む団地 <u>新浜町</u> 団地（住宅番号 <u>622</u> ）						
2 申込者及び同居しようとする親族の状況						
(フリガナ) 氏名	生年月日	年齢	続柄	職 業	勤務先等の所在地及び電話番号	備考
トクシマ タロウ 徳島太郎	S43.5.10	53	本人	徳島建設(株)	徳島市川内町平石住吉209-5 (電話番号 xxx-xxxx)	
ハナ コ 花子	S47.7.15	49	妻	無職	(電話番号)	
イチロウ 一郎	H17.6.1	17	子	富田高校 アルバイト	徳島市かちどき橋1丁目41 (電話番号 xxx-xxxx)	
					(電話番号)	
					(電話番号)	
					(電話番号)	
3 現在の住居の状況						
種 別	次のうち、該当するものに○印をつけてください。 (1) 持家(売却予定を含む。) (2) 公営住宅 (3) 公社・公団住宅 (4) 社宅・職員住宅 (5) 民間アパート等 (6) 親族の家に同居 (7) その他()					
家 賃	50,000円	間取り	6.0 × 4.5 × DK (2DK)			
4 入居を申し込む理由 部屋が狭い、家賃が高い。						

給与支給明細書の記入例

給与所得者のうち、中途就職者（令和6年1月2日以降就職された方）については、源泉徴収票に併せて下記記載例の給与支給明細書を提出してください。

給与支給明細書 (中途転職者用)

住所 徳島市万代町1丁目1番地
氏名 徳島太郎

支給別 月別	本 俸	扶養手当 (家族手当)	超過勤務手 当 (残業手当)	賞 与 (ボーナス)	手 当	手 当	計	控 除 額 税 金 ・ の 他
年 月								
令和7年 1月	120,000						120,000	
2月	240,000		15,000		10,000		265,000	
3月	240,000		15,000		10,000		265,000	
4月	240,000		15,000		10,000		265,000	
5月	240,000		15,000		10,000		265,000	
6月	240,000		15,000		10,000		265,000	
7月	240,000		15,000		10,000		265,000	
8月	240,000		15,000		10,000		265,000	
9月	240,000		15,000	200,000	10,000		465,000	
申込みの前月分 (令和7年10月)	240,000		15,000		10,000		265,000	
計	2,280,000		135,000	200,000	90,000		2,705,000	
控除対象配偶者の有無		有 無		扶養親族数（配偶者を含む） 2 人				
就 職 年 月 日				令和7年 1月 15 日				

上記のとおり相違ないことを証明します。
令和7年10月30日

所 在 地 徳島市川内町平石住吉209-5

名 称 徳島建設株式会社

代表者氏名 代表取締役 東 西 一 郎



- ※注
- ・申込みの前月から就職した月までさかのぼって記入してください。
 - ・支給別欄のうち空欄になっている手当欄には、各事業所独自の手当を支給されている場合は記入してください。
 - ・記載金額は全て課税対象となる金額を記入してください。
 - ・給与所得者が2名以上ある場合はその所得者の数だけ別々に作成してください。
 - ・扶養親族数は必ず記入してください。

一 般 住 宅 一 覧 表

○間取りの表記について
 ・間取りの数字は広さを畳数で表したもの
 6・・・約6畳、6.5・・・約6.5畳、7.5・・・約7.5畳
 DK・・・ダイニング・キッチン
 ○その他
 ・網戸の設備はありません。

住宅番号の読み方

例 622・・・6号棟2階の2号室

団 地 名	所在地	建設 年度	構 造	募集 戸数	住宅 番号	階数	間 取 り	収入 区分	家賃(円)	備 考
							型 式			
新 浜 町	徳島市新浜町 1丁目	平成 21	中 層 耐 火 5 階 建	1	6 2 2	2	6・6.5 DK (7.5)	1	24,600	単身者申込み可 駐車場使用料 月額 1,800円 エレベーター有り
								2	28,500	
							2DK			

優先住宅について

▶ 優先入居対象者

優先住宅は、次の①～⑤のいずれかに該当する方が申込みできます。

- ①母子・父子世帯…配偶者のない者で、20歳未満の子を扶養している世帯
(DV被害者(配偶者からの暴力被害者)で20歳未満の子を扶養している者も対象とします。)
- ②高齢者世帯…60歳以上の単身者又は60歳以上[一方の配偶者は60歳未満可]若しくは18歳未満の親族で構成する世帯
- ③障がい者世帯…1～4級までの身体障害者手帳所持者、療育手帳を所持する程度の者又は精神障害者保健福祉手帳を所持する程度の者等がいる世帯
- ④多子世帯…18歳未満の子を3人以上扶養している世帯 ※多子枠のみ申込みできます。
- ⑤炭鉱離職者又は引揚者の世帯

※室内には手すり等特別な設備はありません。

▶ 申込み方法

優先入居対象者は、一般公募住宅と優先住宅の双方に入居申込みできます。

申込みは、受付の当日、担当者に優先住宅を希望する旨を伝え申し込んでください。

▶ 選考方法

優先住宅の入居者の選考は、徳島県保健福祉部及び未来創生文化部において困窮度等を調査のうえ決定します。

▶ 必要な書類

入居申込みに必要な書類の他、障がい者世帯の方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持参してください。

なお、DV被害者の方は、地方裁判所の保護命令発行通知書、こども女性相談センター所長の保護証明書等が必要となります。

※優先住宅で当選された方は、一般住宅への申込みは無効となります。

※優先住宅に「当選された方」には「電話連絡」をしますが、
「落選された方」には「電話連絡及び通知」はしません。

優先住宅一覧表

(障がい者、高齢者、母子、父子、多子世帯等の方が応募できる住宅)

- 間取りの表記について
 ・間取りの数字は広さを畳数で表したもの
 5.7・・・約5.7畳、6・・・約6畳、6.5・・・約6.5畳、7.5・・・約7.5畳
 DK・・・ダイニング・キッチン
 ○その他
 ・網戸の設備はありません。

住宅番号の読み方

例 614・・・・6号棟1階の4号室

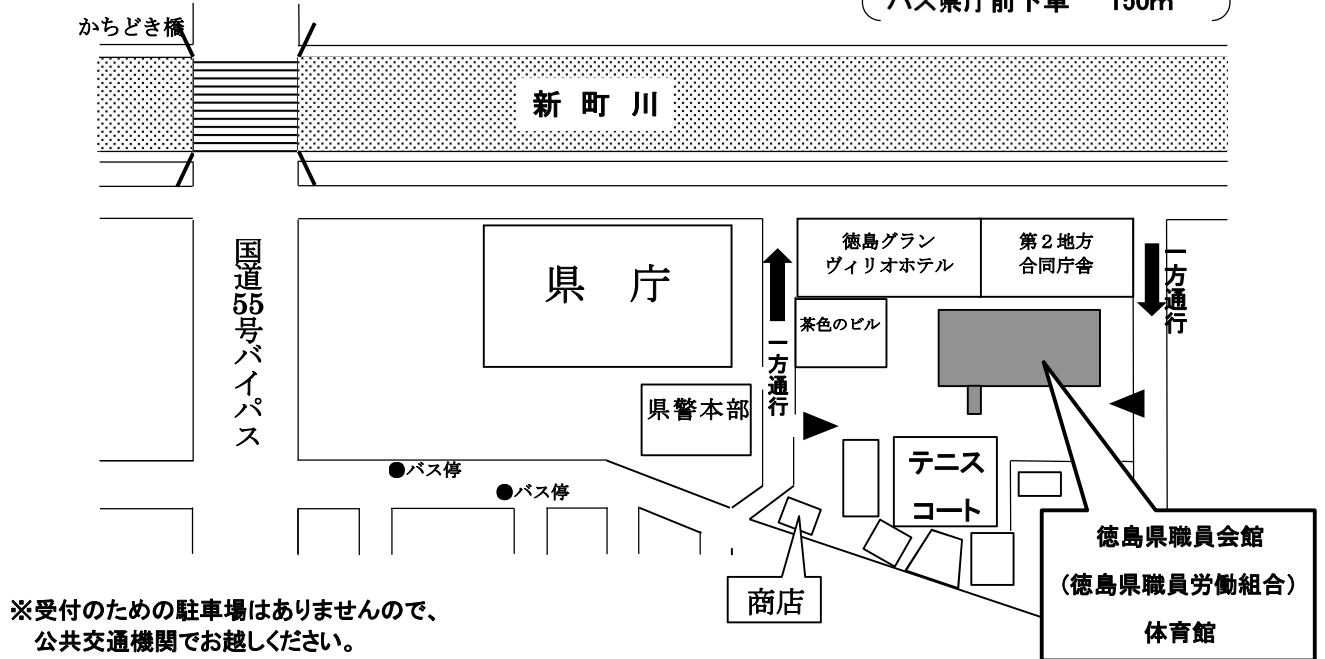
団 地 名	所在地	建設 年度	構 造	募集 戸数	住宅番号	階数	間 取 り	収 入	家賃(円)	備 考
							型 式	区 分		
新 浜 町	徳島市新浜町 1 丁目	平成 2 1	中層耐火 5 階 建	1	6 1 4	1	6・6.5 DK(7.5)	1	24,600	単身者申込み可 駐車場使用料 月 額 1,800円 エレベーター有り
								2	28,500	
							2DK			

受付会場の略図

受付日時：令和7年10月30日(木)・31日(金) ※会場：徳島県職員会館 体育館
午前10時～午後4時 (徳島市万代町3丁目5-3)

公共交通機関

JR 徳島駅下車 1,400m
JR 阿波富田駅下車 500m
バス県庁前下車 150m



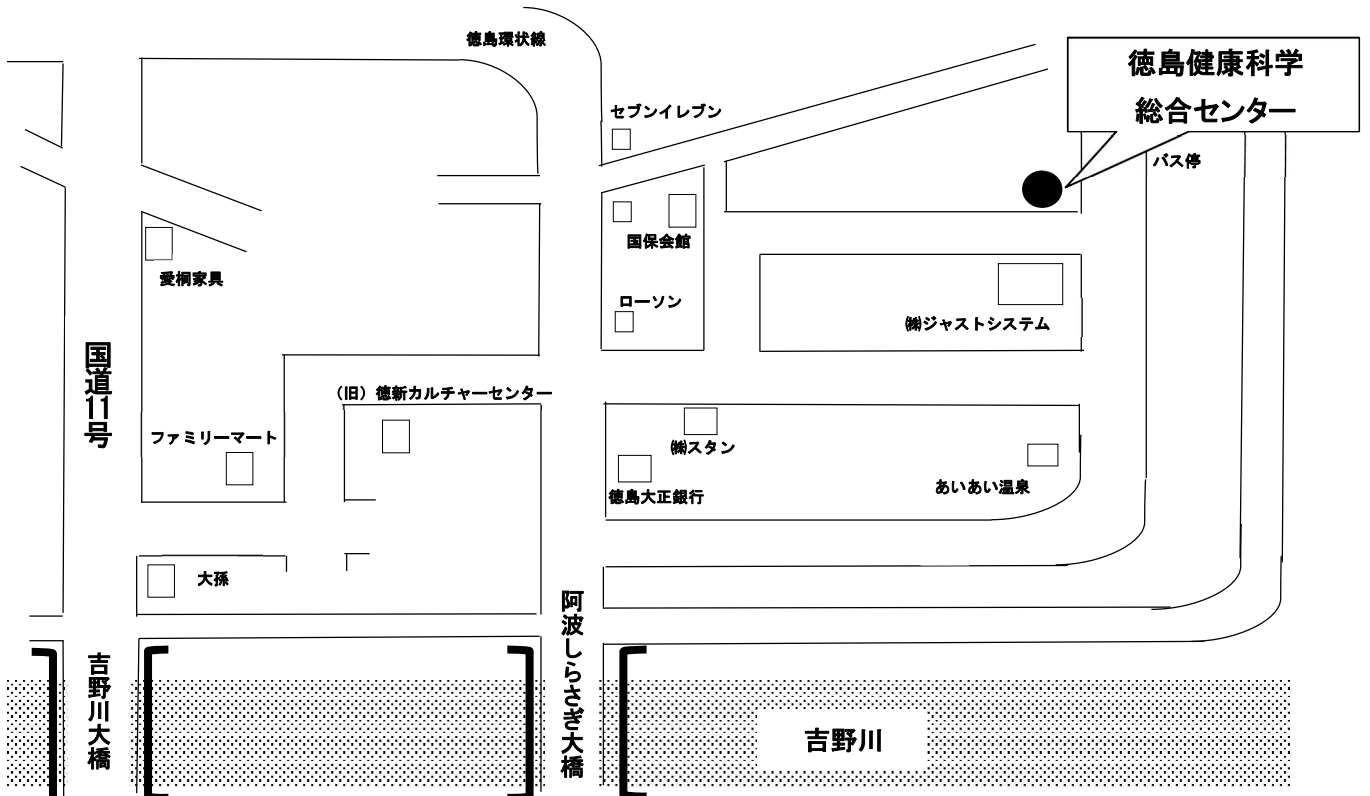
抽選・再受付会場の略図

抽選日時：令和7年11月12日(水) ※会場：徳島健康科学総合センター
午前10時～午前11時30分 (徳島市川内町平石住吉209-5)
再受付日時：令和7年11月12日(水)
午後1時～午後4時

※来客用駐車場はありますが、台数に限りがありますので
駐車できない場合もあります。

公共交通機関

徳島駅から川内巡回バスに乗り
ブレインズパーク前下車(徒歩2分)



家賃滞納への注意



令和3年2月1日以降に入居した方については、家賃を滞納した場合、以下のルールで厳正に対処することとし、6か月分の滞納が確認された時点で退去手続に入ります。

滞納を放置すると金額が膨れ上がり、どんどん支払が難しくなります。滞納してしまった場合も、1か月目、2か月目のうちに支払っておくことが、県営住宅に住み続けるためには必要です。

(例: 家賃2万円の場合)

1か月滞納

支払額=4万円
(当月分2万円+滞納分2万円)



電話・文書による督促

2か月滞納

支払額=6万円
(当月分2万円+滞納分4万円)



訪問による督促

3か月滞納

支払額=8万円
(当月分2万円+滞納分6万円)



催告書による督促①

4か月滞納

支払額=10万円
(当月分2万円+滞納分8万円)



面談

最終チェック

(分納の意思確認)

5か月滞納

支払額=12万円
(当月分2万円+滞納分10万円)



催告書による督促②

最後のチャンス

6か月滞納



明渡請求の通知

明渡請求が届いても退去されない場合は、「明渡訴訟」「滞納家賃の支払訴訟」を提起します。